

# 「金融商品に係る勧誘方針」

当組合は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」第10条に則り、金融商品の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の利益を守ることに努めます。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
2. 当組合は、お客様ご自身の判断と責任においてお取引いただくため、金融商品の内容やリスク等の重要事項を十分にご理解いただけよう、分かりやすい商品説明に努めます。
3. 当組合は、お客様に断定的な判断を提供したり、事実と異なる情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、法令・諸規則を遵守し、誠実・公正な勧誘を心掛け、適正な勧誘が行えるよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見、苦情等がございましたら、お近くの窓口または下記のお客様相談室までお問い合わせください。

## ＜お客様相談室＞

受付時間：当組合営業日の午前9時～午後5時

電話：0120-007-882（サービス番号「7」）

以上



令和6年2月1日改正